

平成 12 年 10 月 23 日

長岡京市長 今 井 民 雄 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 長 伊 藤 公 一

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

平成 12 年 9 月 29 日付け 12 長企市第 34 号で本審議会に対して諮問のあった下記の事項について、意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づく個人情報の目的外利用
 - ・ NIGHTS 2001(長岡京健康情報ガイド総合システム)稼働に伴う個人情報の目的外利用について

以上

答 申 書

答 申 番 号	1 2 - 5	答 申 日	平成 12 年 10 月 23 日
審 議 件 名	[個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外利用] NIGHTS 2001(長岡京健康情報ガイド総合システム)稼働に伴う個人情報 の目的外利用について		
審 議 日	平成 12 年 9 月 29 日		
内 容			
<p>本件は、市民への保健事業を有効に実施できるよう、クライアントサーバ方式による NIGHTS 2001 を稼働するにあたり、すでに従来から稼働している汎用機による NICE システムの各個別システム(市府民税システム、国保資格・給付システム、老人医療システム、介護保険システム)のデータを利用しようとするもので、個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外利用事項として本審議会に諮問されたものである。</p> <p>我が国の保健事業は、平成 12 年度から従来の健康診査等における早期発見、早期治療を重視したものから、生活習慣病を予防し、介護保険制度に該当しない健康な高齢者を多数育成することに重点を置いたものに大きく方向転換された。</p> <p>このような状況にあって、NIGHTS 2001 は、市民が自分自身の健康管理を自ら行うことを支援するため、市の保有する健康情報データを積極的に活用し、データベース化を図ろうとするものである。</p> <p>本審議会は、本件を慎重審議した結果、利用するデータは NIGHTS 2001 の基礎データとするための必要最小限のものとなっているため、利用することについて問題はないものとする。</p> <p>個人の健康情報を総合的に管理することは、市民への保健・福祉サービスの向上を図る上で不可欠ではあるが、システムを運用するにあたっては、本人の意思や主体性を尊重し、個人の責任と市の関与を明確にした上で、それを市民に十分説明され、対応されるよう希望する。</p> <p>また、セキュリティ確保として、サーバアクセス時の指紋認証システムを導入するなど保護措置を講じられているが、更に、パスワードは頻繁に変更するなど、セキュリティ対策には万全を期して対応されたい。</p>			